



～妊娠した方や子育て家庭を対象とする新たな支援制度を開始～

## 出産・子育て応援ギフト

★健康推進課（保健センター内） ☎ 24-2003

国において、妊娠時から出産・子育てまで、一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する事業が創設されました。

市では、4月からこの事業を「出産・子育て応援ギフト」として実施し、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援の充実を図ります。

### ▶このような支援を行います

#### ●伴走型相談支援

1. 妊娠届出時…助産師等による面談を全員に実施
2. 妊娠8か月頃…電話によるアンケート、希望や必要に応じて面談を実施
3. 生後4か月頃まで…赤ちゃん訪問時にアンケートを実施

#### ●経済的支援（出産・子育て応援ギフト）

1. 令和4年4月1日以降に生まれたお子さんの母及び妊娠届を出した妊婦に「出産応援ギフト」を支給  
**支給額** 5万円
2. 令和4年4月1日以降に生まれたお子さんを養育する方に「子育て応援ギフト」を支給  
**支給額** 5万円（お子さん1名につき）

#### ■子育て支援金を支給

出産・子育て応援ギフトと合わせ、市独自の子育て支援金を支給します。

**対象** 次のすべてに該当する方

- 令和5年4月1日以降に生まれたお子さんを養育する方（令和4年4月1日～令和5年3月31日生まれのお子さんを養育する方は下表参照）
- お子さんが生まれた日及び申請時点で本庄市に住所を有する方

**支給額**（お子さん1名につき）

- 第1子・第2子…2万円
- 第3子以降…3万円

※出産・子育て応援ギフト、子育て支援金について、詳しくは下表でご確認ください。

### ◆出産応援ギフト、子育て応援ギフト、子育て支援金の申請方法

妊娠届提出日	出産日 (お子さんの生年月日)	出産応援ギフト ・5万円	子育て応援ギフト ・お子さん1名につき 5万円	子育て支援金 ・第1子・第2子：2万円 ・第3子以降：3万円
	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	令和5年5月～6月頃に申請書を送付 ※同封の封筒で申請。	子育て支援課（☎ 25-1143）にお問い合わせください。	子育て支援課（☎ 25-1143） 赤ちゃん訪問時に申請
令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	令和5年4月1日～			
令和5年4月1日～	令和5年4月1日～	妊娠届提出の際に行う 面談時に申請		

※出産応援ギフトについては妊娠届を提出後、流産等で出産に至らなかった場合も対象になります。



### 市役所赤ちゃんの駅をリニューアル

市役所本庁舎の改修工事に合わせて、市役所2階に「赤ちゃんの駅」がリニューアルオープンしました。

新しい赤ちゃんの駅は、温かみのあるピンク色を基調として調乳温水器・おむつ交換台を設置、ソファに座ってゆっくり授乳できる空間になっています。

また、おむつ交換台のそばにはベンチを配置、きょうだいを連れてのおむつ交換でも安心してご利用いただけます。お気軽にご利用ください。

★子育て支援課 ☎ 25-1143



## 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種を実施

#### ●予診票について

- 右表のうち①及び③の方には、3月末に予診票を送付しました。
- ※既に接種をした方にも予診票が届く場合があります。
- ②の対象の方で今までに一度も接種をしておらず、接種を希望する方は、健康推進課にご連絡ください。予診票等を送付します。

#### ●接種期間 令和6年3月31日(日)まで

※①の方は、接種期間内であれば、誕生日を迎える前でも接種できます。

※①・②の方について、令和6年度からは65歳の方のみが対象になる予定です（今年度接種しなかった場合、来年度以降は対象になりません）。

※③の方は、接種日に満60歳を超えていないと受けられません（予診票は60歳になってから送付します）。

#### ●費用（自己負担金） 2,000円

※生活保護世帯の方、中国残留邦人等支援受給者、東日本大震災で被災された方は接種費用が免除されます。

#### ●接種回数 1回

★健康推進課（保健センター内） ☎ 24-2003

#### ●対象

	年齢	生年月日
①	65歳	昭和33年4月2日 ～昭和34年4月1日生まれ
	70歳	昭和28年4月2日 ～昭和29年4月1日生まれ
	75歳	昭和23年4月2日 ～昭和24年4月1日生まれ
	80歳	昭和18年4月2日 ～昭和19年4月1日生まれ
②	85歳	昭和13年4月2日 ～昭和14年4月1日生まれ
	90歳	昭和8年4月2日 ～昭和9年4月1日生まれ
	95歳	昭和3年4月2日 ～昭和4年4月1日生まれ
	100歳	大正12年4月2日 ～大正13年4月1日生まれ
③	60～64歳	昭和34年4月2日～昭和39年4月1日生まれの方のうち、心臓・じん臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に一定の障害がある方

※既に肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン）の接種を受けたことのある方（自費で接種した方も含む）は対象となりません。

## 4月からの予防接種に関する変更について

四種混合ワクチン・HPVワクチン

★健康推進課 ☎ 24-2003

### 予防接種は正しく受けましょう

予防接種のタイミングは、感染症にかかりやすい年齢等をもとに決められています。

特に、赤ちゃんの予防接種が遅れると、免疫がないことで重い感染症にかかるリスクが高まります。

健やかな成長のために一番必要な時期に接種を受けましょう。

### 四種混合ワクチンの接種が生後2か月からに

これまで生後3か月からとなっていた四種混合ワクチンの接種開始が、生後2か月からとなりました。

### HPVワクチンの定期接種に9価HPVワクチンが追加

これまでの2価HPVワクチン（サーバリックス）、4価HPVワクチン（ガーダシル）に加えて、9価HPVワクチン（シルガード9）の接種が受けられます。

**対象** 平成9年4月2日～平成23年4月1日生まれの女子

**接種回数** 3回（15歳になるまでに9価HPVワクチンの接種を開始した場合は2回）

**接種方法** 予診票を持参のうえ契約医療機関へ  
※今年度、新たに対象になる方の予診票は、順次送付します。転入等でお手元にない方はご連絡ください。